

令和2年1月24日
横浜市泉区福祉保健課

横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問と回答

横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 申請関係書類	
【ページ】 申請関係書類（表紙）	
質問1	インデックス番号7-1 役員等氏名一覧表（様式6）と7-2 県警照会用エクセルファイルはどう違うのですか。
回答1	役員等氏名一覧表（様式6）は、紙ベースでご提出いただきます。 また、県警照会用エクセルファイルについては、内容は同じものですが、県警に照会するためデータでの提出をお願いしているものです。
【ページ】 様式3 説明資料	
質問2	指定管理料は残額が生じた場合、全額返還するのですか。
回答2	指定管理料に残額が生じた場合、現在は小破修繕費を返還の対象としています。第4期からはこれに加えて、常勤職員の欠員が生じた場合も返還の対象となります。

【資料名】 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	
【ページ】 3 ページ 2 人件費の見直し計算について (5) 賃金水準の変動率	
質問3	正規雇用職員等の変動率については、法人の給与表に基づく変動率ではなく、横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査から算出した変動率を適用するのですか。
回答3	変動率については、横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査の結果をもとに算出します。

質問 4	様式 賃—3 (アンケート) は、2 年目 (令和 4 年度) 以降に提出することになるのですか。
回答 4	<p>初年度 (令和 3 年度) 中 (秋以降) に、翌年度 (令和 4 年度) の賃金水準の変動について様式 賃—2 で通知します。</p> <p>指定管理者はこの通知に基づき、翌年度 (令和 4 年度) において賃金水準の変動に適切に対応していただき、令和 4 年度終了後、事業報告書とともに様式賃—3 (アンケート) を提出してください。</p> <p>令和 5 年度以降も同様の取扱となります。</p>